

＝春日井市プレミアム付き商品券発行事業＝ 春日井市プレミアム付き商品券『ささエール』  
ご利用についての注意事項（二次販売）

春日井市プレミアム付き商品券発行事業実行委員会

1. 春日井市プレミアム付き商品券『ささエール』（以下、商品券という）は、春日井市内在住、在勤、在学の方（年齢制限なし）が、商品券が利用できる春日井市内の登録店（以下、登録店という）の中から利用したい店を選び、その店のみで利用できる商品券を購入し利用するものです。
2. 商品券は、飲食業・小売業・サービス業などを営む春日井市内の登録店で、商品購入代金、サービス代金などの支払いにご利用いただけます。
3. 商品券は、1セット10,000円（額面12,000円）@1,000円券×12枚綴りであり、販売額10,000円で12,000円利用できます。（プレミアム率20%）
4. 購入希望者は、登録店の中から利用したい店を選び、その店のみで利用できる商品券の購入申込書を実行委員会に提出、またはWEB専用申込フォームからお申込ください。
5. 申込上限は、一次販売で当選したセット数を含め1人5セットまでとします。（複数店舗の申込も可能ですが、1人総計5セットまで）
6. 申込受付後の変更・キャンセルはできません。
7. 店舗あたり申込総額が店舗販売上限額を超過した場合、1セットごとに抽選で購入者を決定します。
8. 抽選の結果、当選者に「当選券」を郵送します（令和5年1月上旬発送予定）。当選者は令和5年1月6日（金）～1月20日（金）の間に、当選券と商品券の購入代金を持参の上、各当選店舗店頭にて当選券と引き換えに商品券をご購入ください。商品券の購入代金の支払いは、現金のみです。
9. 落選された方には、「落選通知」を郵送します。
10. 商品券購入後及び各登録店で使用後の払い戻し、換金、釣銭については応じられません。また、紛失や汚損による再発行についても応じられません。
11. 商品券購入者以外の方の利用並びに譲渡、転売などの行為は禁止します。
12. 商品券でのたばこ、税金及び公共料金並びに有価証券・ギフト券などの換金性の高い商品への利用はできません。
13. 登録店関係者が自身の店で商品券を利用するために購入するなどの行為は禁止します。
14. 当事業において不正が判明した場合、購入権利を失効します。

【二次販売申込期間】

令和4年11月24日（木）～12月8日（木）

申込方法：①春日井商工会議所及び商店街の特定の店舗にて（予め申込書の控えをお取りください）

②WEB申込：<https://kasugai-sasayell.com>

①②ともに申込受付後の変更・キャンセルはできません。

【二次販売（引換）期間】

令和5年1月6日（金）～1月20日（金）

場 所：お申込みいただいた各登録店店頭にて（登録店の営業時間内に限る）

持ち物：引換券、商品券購入代金（現金）

【利用期間】

令和4年11月1日（火）～令和5年5月31日（水）